



山形県公報

平成23年3月1日(火)

号 外(2)

目 次

条 例

山形県職員定数条例の一部を改正する条例.....	(人 事 課) ... 2
山形県地域活性化基金条例の一部を改正する条例.....	(財 政 課) ... 同
山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例.....	(雇 用 対 策 課) ... 同
山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例.....	(健 康 福 祉 企 画 課) ... 同

この号で公布された条例のあらまし

山形県職員定数条例の一部を改正する条例 (県条例第1号) (人事課)

やまがた集中改革プラン等に基づき職員数を削減したことにより、職員の定数を引き下げることにした。

山形県地域活性化基金条例の一部を改正する条例 (県条例第2号) (財政課)

山形県地域活性化基金の設置期間を平成25年3月31日まで延長することとした。

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (県条例第3号) (雇用対策課)

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置期間を平成25年3月31日まで延長することとした。

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 (県条例第4号) (健康福祉企画課)

山形県地域自殺対策緊急強化基金の設置期間を平成25年3月31日まで延長することとした。

条 例

山形県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第1号

山形県職員定数条例の一部を改正する条例

山形県職員定数条例(昭和24年8月県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「4,984」を「4,321」に、「187」を「165」に、「2,483」を「2,303」に、「7,654」を「6,789」に改め、同条第2号中「36」を「34」に改め、同条第5号中「338」を「300」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県地域活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第2号

山形県地域活性化基金条例の一部を改正する条例

山形県地域活性化基金条例(平成21年2月県条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第3号

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例(平成21年2月県条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第4号

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例(平成21年7月県条例第55号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

平成23年3月1日印刷
平成23年3月1日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056